

第1期西之表市地域福祉計画

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

概要版

地域福祉と地域福祉計画

■地域福祉とは

「地域福祉」とは、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく生き生きと暮らしていくために、それぞれが役割を持ち、支え合いながら、安心して自立した生活が送れるようにするための取組のことをいいます。

■地域福祉計画とは

「地域福祉の推進」の概念は、平成12年の社会福祉法改正により提示され、地域福祉を推進するための計画として法第107条に市町村地域福祉計画の規定が設けられました。

「地域福祉計画」とは、様々な人たちが暮らす地域の中で起きる様々な生活課題について、住民一人ひとりの力(自助)、近隣での助け合い(互助)、住民組織やボランティア活動、社会保険制度(共助)、公的な制度による支援(公助)の連携によって解決していこうとする取組をまとめた、地域福祉推進の指針となるものです。



計画策定の背景と趣旨

■平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、国民の誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会の実現」が盛り込まれました。

その後も目まぐるしく変化する社会情勢の影響を受け、地域住民の抱える課題や福祉ニーズは複雑多様化し、複数の分野にまたがる複合的な課題が増えてきています。

■こうした制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）や社会的孤立・社会的排除の問題にも対応できるよう、改めて地域の「つながり」や人と人との「支え合い」の仕組みと基盤を再構築し、地域住民や関係機関、行政が一体となって地域福祉を推進していくため、本市において初めてとなる「地域福祉計画」を策定しました。

計画の位置づけと計画期間

■市の最上位計画である「第6次長期振興計画」に即した計画とし、長期振興計画の基本理念や「ひと分野」の施策と地域住民の福祉ニーズをつなぐ役割をもつものとします。

■また、福祉分野の個別計画の目標や方向性を共有するものとして位置づけ、新たな課題や対象分野が重なる複合的な課題については、その取組の方向性を本計画に包含して記載することで、地域福祉計画を「社会福祉の総合計画」として位置づけることとします。

■計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間としています。



地域福祉の関連分野との一体的取組・福祉分野以外との連携した取組

■「成年後見制度の利用促進」や「再犯防止の推進」についても、地域において人々が安心して暮らすという点で、地域福祉との関連があることから、地域福祉として一体的に取り組むため、本計画に包含して策定しています。

■地域福祉は「地域づくり」、「まちづくり」であるという共通認識をもち、福祉分野以外の様々な部署も組織横断的に情報や課題を共有し、連携して取り組みます。

第1期 成年後見制度利用促進計画（令和6年度～令和11年度）

■法的位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項における市町村計画

■策定の趣旨

認知症高齢者の増加や障がい者を支える家族の高齢化などにより、成年後見制度の需要が一層高まっていくことを踏まえ、成年後見制度に対する市民の理解を深め、支援を必要とする人が制度を利用しながら、安心して暮らし続けることができるよう制度の利用促進と地域連携ネットワークづくりを推進するため計画を策定しました。

第1期 再犯防止推進計画（令和6年度～令和11年度）

■法的位置づけ

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項における市町村計画

■策定の趣旨

犯罪や非行をした人を孤立させずに社会復帰を支援していくことにより、再犯を防止するとともに、犯罪や非行のない誰もが安心して暮らせるまちをめざし、立ち直ろうとする人を支える仕組みづくりと市民理解の促進を図るため計画を策定しました。

地域福祉に関する西之表市の現状と課題

◆地域でお互いに支え合える仕組み・つながり再構築の必要性

社会環境の変化や生活様式の変化などにより、地域づくりの基盤となる近所づきあいの希薄化や高齢化等に伴う担い手不足により地域活動の活力低下が懸念されています。

住民同士が日頃から「顔の見える」関係づくりを意識し、互いに助け合い支え合う仕組みをつくっていくことが、これまで以上に求められます。

◆誰もが安心して暮らせる地域づくりの必要性

子どもから高齢者まで、また障がいのある人や介護を必要とする人など、すべての人が、どのような状況になっても、必要なサービスを必要な時に利用しながら暮らせる環境づくりが求められます。そのためにも地域全体で支援する体制を構築する必要があります。



◆相談支援体制の充実と支援のためのネットワーク強化の必要性

核家族化の進行や高齢者単身世帯の増加などにより、困ったことや悩みごとがある時に、身近なところに相談できる相手がなく、一人で抱え込むケースが増加することが懸念されています。関係機関等との連携を強化し、支援を必要とする人をとり残すことがないようにネットワークの整備を進めるとともに、きめ細かく「伝わる」きちんと「届く」情報提供に努める必要があります。

計画の基本理念

■子どもや高齢者、障がいのある人もない人も、一人ひとりが自分らしく暮らし、誰もが役割を持つ「地域共生社会」の実現に向けて、以下のとおり基本理念を定めました。

～きづく・つながる～互いを思いやる心がつくる安心のまち

■最上位計画である長期振興計画の基本理念や、福祉施策を位置づけている「ひと分野」の基本目標においては、「人と人との支え合い」が重要なキーワードとなっています。また、それを可能にするのが、他人事を自分事として捉える「気づき」と「つながり」であると考えます。

市民一人ひとりがそうした意識を持つことにより、誰もが安心して暮らせるまちになるよう取組を進めていきます。

基本目標1 「助けて」と言い合える社会をつくる

【自助・互助】

■地域において日頃から顔の見える関係をつくり、一人ひとりが地域によって温かく見守られている、いつでも助けを求められるという実感を持てるよう、地域が主体的に行うボランティア活動やコミュニティ活動を支援します。

■若い世代から高齢者まで幅広い世代が地域の課題に関心を持ち、地域の支え合い活動に参加できるよう、福祉教育の推進と地域福祉の啓発を行い、地域福祉の新たな担い手の育成と確保に努めます。

基本目標2 必要な人に必要な支援を届ける

【共助・公助】

■誰もが住み慣れた地域で、自分らしく自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりの状況に応じた福祉サービスを速やかに、かつ継続して提供できるような仕組みと体制整備に努めます。

■誰もが暮らしやすい安全で安心なまちづくりに向けて、交通や住宅、防災・防犯対策等、生活環境の整備・充実に取り組みます。

基本目標3 人と人、人と支援をつなげる仕組みをつくる

【自助・互助・共助・公助をつなぐ基盤】

■多様化・複雑化する課題に対し、支援を必要としている人にきめ細やかに対応できるよう、包括的な相談支援体制の強化や相談窓口の充実を図るとともに、情報提供を充実し、必要な支援に結びついていない人を適切な支援に結びつけられるような支援体制づくりに努めます。

■様々な課題を抱え、地域で暮らすあらゆる人の生活を支えるため、多職種・多機関が協働・連携して支援が行えるようネットワークづくりを進め、地域福祉推進の基盤強化に取り組みます。

計画の推進体制

■計画の着実な推進のため、庁内外の様々な機関が随時情報共有を図りながら、連携・協働して取り組みます。また進行管理については、既に導入している行政評価制度のPDCAサイクルに基づき、進捗状況の把握と取組の改善を図っていきます。

基本理念

～きづく・つながる～互いを思いやる心がつくる安心のまち

基本目標 1

「助けて」と言い合える社会をつくる

基本施策①

地域福祉を担う人づくりと
「お互いさま」の意識づくり

地域における支援者育成、住民同士の支え合いの推進、福祉に関する理解促進・啓発、人権尊重

基本施策②

誰もが自分らしく参加できる
活動・交流の場づくり

世代や分野を超えた交流、地域活動・ボランティア活動の推進、高齢者・障がい者の社会参加促進

基本施策③

見守り合いと助け合いで
孤立させない地域づくり

地域での見守り、家族介護者への支援、自主防災、消費者トラブルの防止、再犯防止・社会復帰支援、自殺対策、ひきこもり等の孤立対策

基本目標 2

必要な人に必要な支援を届ける

基本施策④

多様な福祉サービスの提供

高齢者・障がい者・生活困窮者への支援、子ども・子育て支援、医療・健康づくりの推進、専門人材の確保

基本施策⑤

安全で暮らしやすい生活環境の整備

防災、防犯、公共交通、移動支援、バリアフリー、安心安全な住まいの確保、他分野との連携



自助・互助

共助・公助

自助・互助・共助・公助をつなぐ基盤

基本目標 3

人と人、人と支援をつなげる仕組みをつくる

基本施策⑥

きめ細かくわかりやすい情報提供

相談窓口の周知、福祉に関する制度・サービスのわかりやすい情報発信、情報アクセシビリティ

基本施策⑦

誰でも受け入れる包括的な相談支援

相談しやすい環境づくり、身近な相談体制の確保、多機関協働による重層的な支援体制の整備

基本施策⑧

多様な主体による連携支援のための
ネットワークづくり

地域包括支援ネットワークの構築、多様な活動主体の取組支援、社会福祉法人・民間事業者との連携、DV・虐待防止、権利擁護、成年後見制度の利用促進・普及啓発



第1期西之表市地域福祉計画【概要版】

令和5年12月

[問合せ先] 西之表市福祉事務所 社会福祉係

電話 0997-22-1266 (直通)